

令和 3 年度消費者見守り体制促進事業研修業務 審 査 要 領

企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

1 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書による**書類審査**とする。
- (2) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2) の評点の合計に基づき上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）をつけ、それを合計した総得点により順位をつける。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を受託候補者に選定する。

2 審査項目及び配点（100 点満点）

審査項目	審査観点	配点	
業務遂行能力	業務を適正・確実に実施できる組織体制が整っているか。	10	30
	業務を適切に実施できる経営基盤が確保されているか。	10	
	業務を効果的・効率的に実施するうえで必要な事業の実績があるか。	10	
企画提案内容	事業の目的を理解し、業務の方針・目標が的確であるか。	10	50
	研修参加者が到達すべき状態が明確に設定されているか。	10	
	研修講師の経験・能力が十分であるか。	10	
	研修を構成する項目・内容が過不足なく網羅され、それぞれの実施目的が明確であるか。	10	
	使用する資料が有効・適切であるか。	10	
業務費用	業務費用の積算が妥当・必要最小限であり、提案業務の内容と整合しているか。	10	10
その他	その他、本事業の成果をより効果的なものにする提案や工夫が認められるか。	10	10
合 計			100

3 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。